

関係各位

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター
所長 徳丸 祥子
(公印略)

令和 3 (2021) 年度「介護福祉士修学資金貸付事業」修学生募集の予定について (変更)

日ごろから、福祉人材の確保・育成にご尽力いただき、また、本会の運営にご支援・ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 2 年 12 月 2 日付け大社福人材発第 399 号で、来年度の修学資金貸付事業の募集の予定についてご案内したところですが、このたび、追加原資が交付される見込みとなりました。

つきましては、ご案内した「養成施設別の一次募集枠(人数)」について、取り扱いを変更しますので、関係者の皆様におかれましては、本事業の趣旨をご理解いただき、貸付希望者への支援について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 変更内容

変更前	変更後
・募集定員 合計 350 人 ・養成施設別の「一次募集枠(人数)」を設定	➢ 募集定員は設けない ➢ 養成施設別の「推薦人数の目安」を設定 (令和 2 年度と同様)。 ➢ 別添の「介護福祉士修学資金とは」をご確認ください。

2. 募集について

■対象者 低所得世帯以外の高校 3 年生や一般社会人、外国人留学生

■受付期間 令和 3 年 1 月 12 日(火)～令和 3 年 5 月 21 日(金)まで

■申請方法 養成施設を通じて大阪福祉人材支援センターへ申請 (養成施設の推薦状が必要)。

※「高等教育の修学支援新制度」との併用をお考えの場合は、支援区分の決定後に申請してください。

■募集定員 設けない **変更**



※養成施設別の「一次募集枠(人数)」を撤廃し、令和 2 年度と同様に「**推薦人数の目安**」を設定します。

令和 2 年度に 貸付実績あり	府内の養成施設	令和 3 年度の定員の 7 割程度
	府外の養成施設	令和 3 年度の定員の 5 割程度
令和 2 年度に 貸付実績なし	府内の養成施設	令和 3 年度の定員の 7 割程度
	府外の養成施設	若干名 (※募集枠)

※4 年制大学は若干名 (これまでの申請件数程度)

(「推薦人数の目安」を設定する理由)

①追加原資をもとに令和 3 年度および令和 4 年度に新規貸付決定を行うにあたり、将来に渡って本貸付事業の継続性を担保するために、一定の目安を設けました。

②入学前から申請受付を開始するにあたり、入学後でない推薦状および推薦名簿を作成できない養成施設におかれましては、申請を早めないで受付してもらえないのではないかという不安を感じるかも知れません。そこで、このような混乱を防ぐために設定しました。

■貸付審査 養成施設を通じて申請書類一式を提出いただき、学校単位又は随時、貸付審査を行います。

※上記、推薦人数の目安を超えてご申請いただいた場合でも、養成施設が「推薦状」にもとづき、「介護福祉士修学資金の貸付けを受ける者として、適当であると認められる」と判断する際は、申請書類を受理し、貸付審査を行います。

※申請方法等の詳細は、別途、養成施設に案内する募集要領等をご参照ください。

「介護福祉士修学資金とは」

◎介護福祉士修学資金は、介護福祉士の資格取得を目指す人を応援する、公的な貸付制度です。

- ・修学のために必要な費用を無利子で貸付し、養成施設を卒業後、要件を満たす場合は、貸付金を返すことが不要になる（返還が免除になる）仕組みです。

貸付できる金額

- ・修学資金 月額 50,000 円（修学期間中）
 - ・入学準備金 200,000 円（令和3年度入学者対象／初回送金のみ）
 - ・就職準備金 200,000 円（卒業年度にかかる最終回送金のみ）
 - ・国家試験受験対策費用 40,000 円（貸付期間中の一年度あたり／卒業年度に受験必須）
 - ・（生活保護受給世帯等に準ずる経済状況にある世帯の方は、生活費加算の貸付が可能です）
- ☞（例）2年制の専門学校の場合 貸付金額（上限）1,680,000 円

ポイント1 「この制度は貸付金です（給付金ではありません）」

- ・国庫補助金（税金）をもとに貸付を行い、養成施設を卒業後は返還が必要になります。ただし、要件を満たす場合は、返還を猶予し、その後、免除になる可能性があります。

ポイント2 「5年間、大阪府内で介護の仕事に従事した場合、返還免除になります」

- ・養成施設を卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き5年間以上返還免除対象業務に従事した場合、貸付金を返すことが不要になります。
- ・なお、大阪府内で合計5年間の従事期間が必要になりますが、一つの社会福祉施設等で5年間従事することを求めています。

ポイント3 「貸付契約が解除された場合は、返還になります」

- ・養成施設を退学した場合や、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。
- ・なお、返還の期間は、貸付を受けた期間（＝修学期間）と同じ期間です。返還期間内に貸付金を返還しなかった場合は、年3%の割合で計算した延滞利子も支払う必要があります。

ポイント4 「やむを得ない理由がある場合は、返還を猶予することができます」

- ・被災、病気、けが、出産・育児など、業務に従事することが難しい場合、復職の意思を持ち、業務に従事できないことを証明する書類を提出していただければ、返還手続きに入らないことも可能です。ただし、一旦、返還手続きに入りますと、ストップすることはできませんのでご注意ください。

ポイント5 「定期的に必要な書類の提出が必要です」

- ・修学期間中は養成施設を通じて、卒業後は直接ご本人が、大阪福祉人材支援センターへ書類の提出が必要です。また、住所や氏名の変更、勤務先が変わる場合にも、都度、連絡が必要になります。もし、書類の提出が行われず、連絡もいただけない場合は、返還手続きに入る可能性もありますのでご注意ください。

※その他詳細な要件については、「令和3年度対象「介護福祉士修学資金」修学生募集要領」をご確認ください。大阪福祉人材支援センターのホームページに掲載しています。

《本件に関するお問合わせ先》

大阪福祉人材支援センター 修学資金係（担当：青木）

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3階

電話：06-6776-2943（祝日を除く 月～金 9:00～17:00） FAX：06-6761-5413

メール：aoki.jun@osakafusyakyo.or.jp